

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

1. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

(1) 歴史的な建造物の保存活用に関する課題

本市には、杵築城下町の重要な位置にある史跡杵築城跡をはじめ、北台と南台の武家町には伝健地区が存在し、城下町一帯において武家屋敷や町屋、社寺などの歴史的な建造物が多数残っている。また、発掘調査によって多数の遺跡も発見されている。

これまで、城下町内では「杵築市城下町保存基金」を設立し、町並み保存の取組を行ってきた。伝健地区内では、杵築市伝統的建造物群保存地区保存条例に基づき、北台南台伝統的建造物群保存地区保存計画を踏まえて修理を進めている。また、文化財保護法、大分県文化財保護条例、杵築市文化財保護条例に基づき指定や登録等を行い、所有者と連携して保存や活用のための必要な措置も講じてきた歴史的な建造物も多数ある。

旧大原家住宅や磯矢邸などの武家屋敷や佐野家主屋、杵築城などの歴史的な建造物を公開し、多くの人々が見学できる施設として活用する取組も進めてきた。

しかし、歴史的な建造物の保存活用に関して、以下のような課題がある。



活用されず老朽化する佐野家病棟

○歴史的な建造物の修理

- ・経年により劣化した歴史的な建造物が増加しているが、修理コストが大きいことや、所有者の高齢化、修理に対する意識の希薄化により、歴史的な建造物の修理が十分に進んでいない。歴史的な建造物を地震や火災などの災害から守るための対策も十分整っておらず、万が一の際に大きく損傷する危険性がある。

○歴史的な建造物等の調査

- ・歴史的な建造物の調査は、要する時間や費用負担が大きいため、未だ調査できていない歴史的な建造物が存在している。

○史跡の整備

- ・史跡杵築城跡及び藩主御殿跡は、保存活用に向けた整備が手付かずのままとっている。

(2) 歴史的な建造物を取り巻く環境の保全と形成に関する課題

歴史的な建造物とその周辺の環境が一体となって、本市の歴史的風致を形成している。

今まで、伝建地区内や杵築市城下町地区地区計画内では、歴史的な建造物との調和を図る修景に取り組んできた。

また、平成25年（2013）度に「杵築市景観計画」を策定し、市内の良好な景観形成に向けて取り組んでいる。

さらに、平成28年（2016）度に「杵築市空家等対策計画」を策定し、空家活用への支援を行うことで、歴史的な建造物の周辺において、防災や防犯、景観への影響といったリスクの拡大を抑える取組を行っている。

しかし、歴史的な建造物を取り巻く環境の保全と形成に関しては、以下のような課題がある。



杵築城からの眺望

○まちなみと調和した景観の形成

- ・歴史的な建造物の周辺において歴史的風致に配慮されていない建造物や放置されている樹木、道路付帯施設などがあり、景観の調和が十分図られていない。

○放置されている建造物の影響

- ・放置されている空家や保存活用が進展しない施設が存在し、歴史的な建造物を取り巻く環境において、景観、防災、防犯面等の様々な影響を及ぼす可能性がある。

(3) 歴史や伝統を反映した人々の活動の継承に関する課題

祭礼や営みといった歴史や伝統を反映した人々の活動が継承されている。

本市では、このような活動について、文化財保護法や大分県文化財保護条例、杵築市文化財保護条例に基づき指定を行っている。

また、民俗芸能等については保存会等を組織して、継承が図られている。

しかし、歴史や伝統を反映した人々の活動の継承に関しては、以下のような課題がある。



地域に受け継がれる亥の子行事

○活動の継承を図る手立て

- ・民俗芸能等については、保存会等を組織して継承されてきたが、担い手の減少や経験者の高齢化で、活動の継承を図る手立てが十分に講じられないまま休止を余儀なくされる活動がある。

(4) 歴史文化の周知と交流に関する課題

歴史的風致は、幅広い人々に周知し、交流を生み出すことで、将来にわたって継承していくべきものである。

本市では、ボランティアガイドの活動やパンフレット、ホームページでの広報などに取り組み、市民や来訪者等への周知を図ってきた。

また、杵築城や、きつき城下町資料館などの複数の施設で歴史や文化を伝える展示等に取り組んできた。そのなかでも、きつき城下町資料館では、市民が古文書解読の基礎を学ぶことのできる機会として、「古文書初心者講座」（6月～3月の第3土曜日実施。年間10回）を毎年開催している。

さらに、本市の歴史や文化財をわかりやすく紹介した副読本『きつきの歴史・文化財なるほど!ブック』（平成28年（2016）3月発行）を作成、小学6年生（令和2年（2020）度から小学4年生以上）全員に配布するなど、学校教育との連携も行っている。平成26年（2014）度からは、「子ども歴史探検隊事業」として、小学4～6年生を対象に現地実習や物作り体験を通して歴史を学ぶ体験型講座も実施している。子ども歴史探検隊事業の最後に行う検定試験の合格者（三ツ星博士取得者）のなかから、希望した子供たちが毎週土曜日の午後、酢屋の坂下広場でガイドを行う「子ども歴史ガイド事業」にも取り組んでいる。



多言語対応できていない案内板

しかし、歴史文化の周知と交流に関して、以下のような課題がある。

○歴史文化の周知と交流を図る取組

- ・多様なニーズに対して本市の歴史文化を周知し、交流を図る取組が十分とは言えず、現地において、歴史文化の周知と交流を図る案内板は、劣化していたり、適切な位置での情報提供ができていなかったりするものがある。また、多言語化やオンラインへの対応も一部に留まっており、誰もが利用しやすいものとなっていない。

○歴史文化の周知と交流を図る拠点

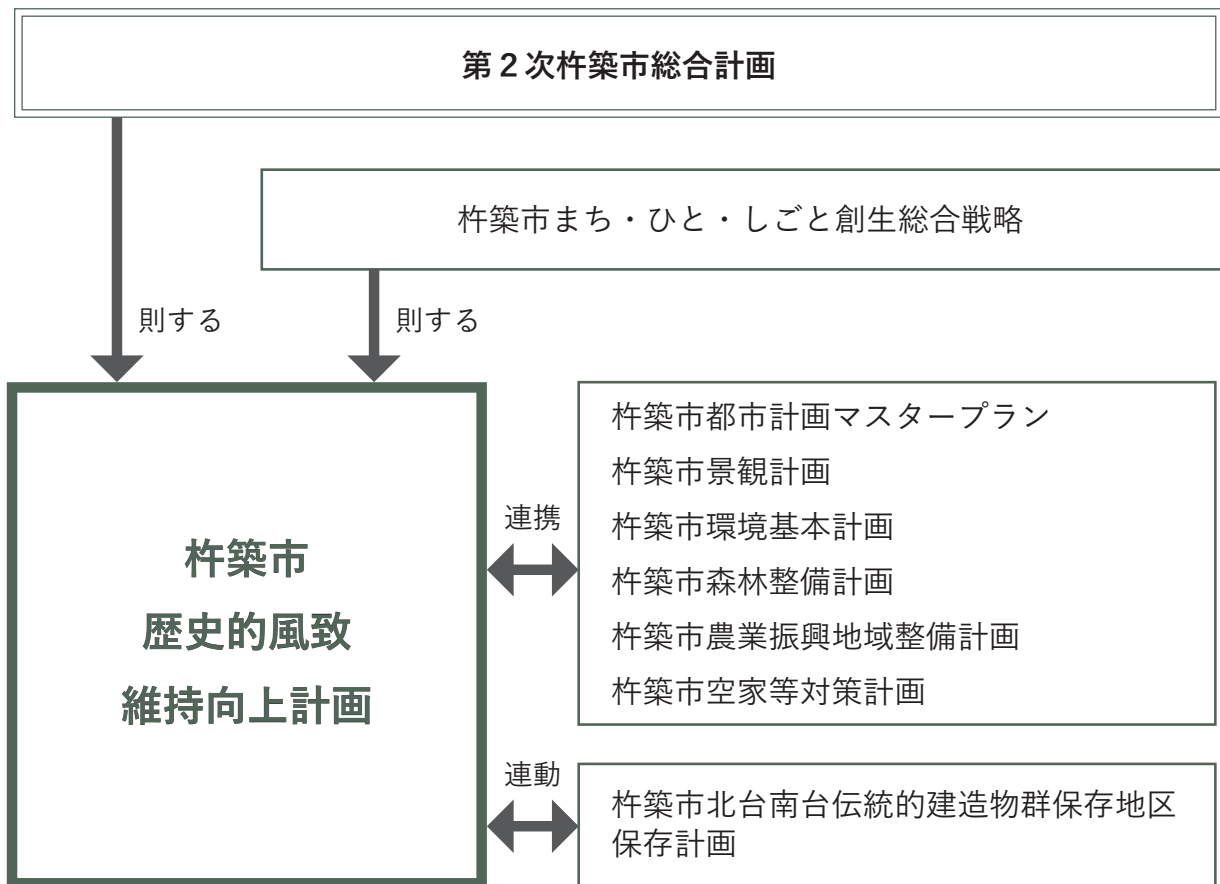
- ・歴史文化を将来にわたって広く伝えていくため、情報や資料を集積し、保存及び展示等を行える拠点施設が大切であるが、資料の適切な保存に適したスペースや設備が十分整っていない。

2. 既存計画（上位・関連計画）

本市では、「第2次杵築市総合計画」に基づき、まちづくりを推進している。

本計画は「第2次杵築市総合計画」とともに、「杵築市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に則する。また、「杵築市都市計画マスタープラン」、「杵築市景観計画」、「杵築市環境基本計画」、「杵築市森林整備計画」、「杵築市農業振興地域整備計画」、「杵築市空家等対策計画」等の関連計画との連携を図る。

伝建地区においては、「杵築市北台南台伝統的建造物群保存地区保存計画」と連動した計画の推進を図る。



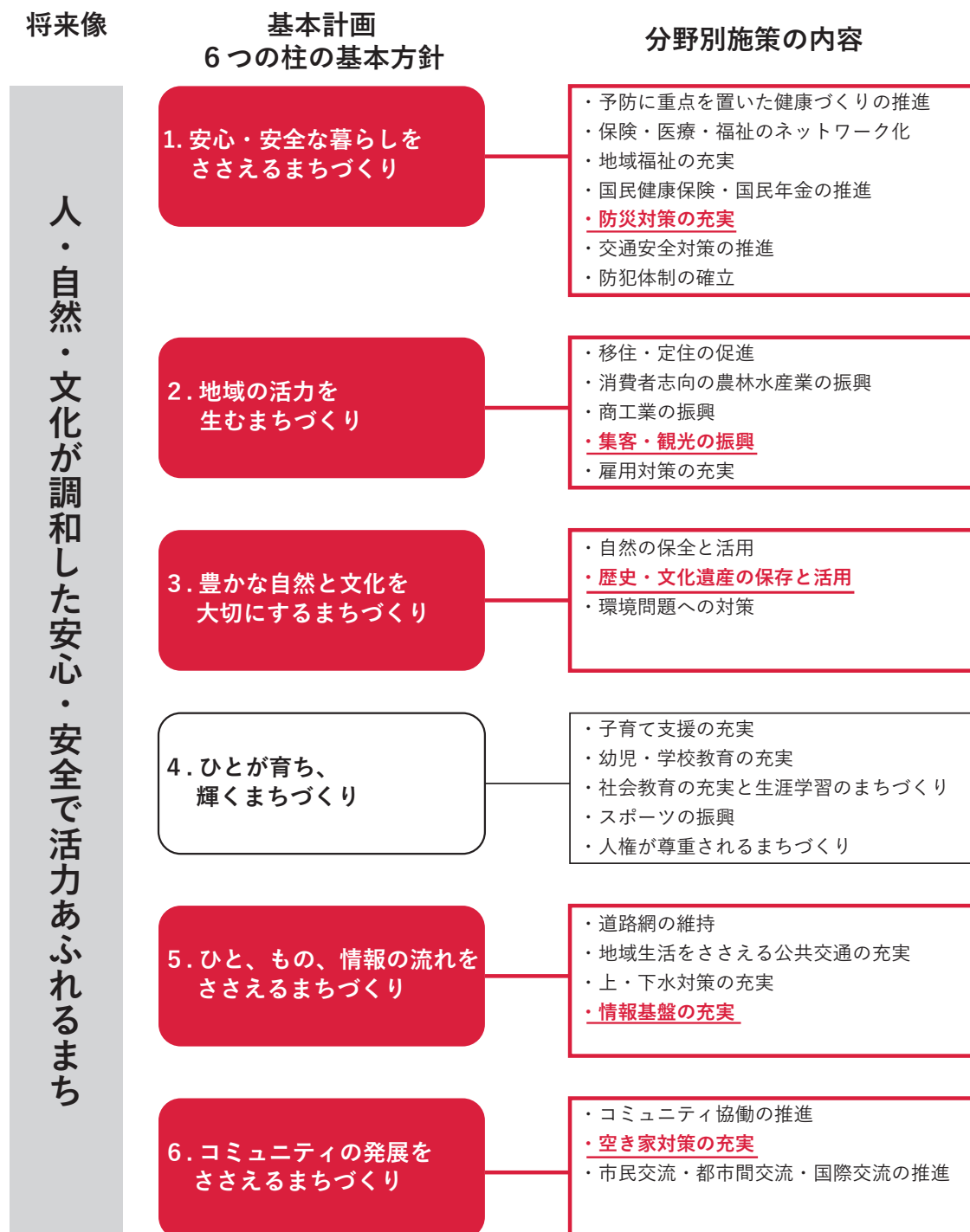
各種計画との関係性

(1)第2次杵築市総合計画(平成29年(2017)4月策定)

本市では、平成29年(2017)4月に「人・自然・文化が調和した安心・安全で活力あふれるまち」を将来像として、第2次総合計画を策定している。

同計画では、基本方針のひとつに「豊かな自然と文化を大切にするまちづくり」を掲げており、分野別施策として、「歴史・文化遺産の保存と活用」を位置付けている。

このなかで、伝建地区の選定に加えて、「歴史的風致維持向上計画」の作成を通して、歴史を軸とした包括的な地域振興を目指すことを示している。



第2次杵築市総合計画の体系

(2) 杵築市まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和元年(2019)度版)

本市では、「100年住みたくなる めぐりめぐる循環型のまちづくり」を基本理念として杵築市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定している。

同計画中では、基本目標のひとつに「地方における安定した雇用を創出する」と掲げており、「市全域にわたる観光事業の推進」を事業として位置付けている。城下町を来訪する観光客が、城下町周辺や城下町以外にも観光してもらえるような取組みを行うことを方針としており、城下町と文化財を活用した散策コースや、杵築地域、山香地域、大田地域の周遊ルートの開発による観光客の誘客を図るとしている。

また、「地方への新しいひとの流れをつくる」として「魅力的な情報発信」や「時代に合った地域をつくり、安全な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」として「将来にわたって持続可能なまちづくり」「地域を元気にする空き施設の活用」の事業を位置付けている。

基本理念

基本目標・取組方針

事業

100年住みたくなる めぐりめぐる循環型のまちづくり

地方における安定した雇用を創出する

- ・経済競争の向上
- ・投資したくなる魅力ある地域づくり

- ・次世代につなぐ「きつきスタイル」農林水産業の開発
- ・消費者に信頼され、愛される「杵築ブランド」づくり
- ・世界農業遺産のシンボル七島蘭（シチトウイ）の復活
- ・魅力的で活力ある商業機能の充実
- ・まると創業支援事業の推進
- ・**市全域にわたる観光事業の推進**
- ・スポーツ合宿・研修の誘致
- ・エネルギーを大切に使うまちづくり
- ・ふるさと納税で元気を魅力アップ

地方への新しいひとの流れをつくる

- ・杵築市を好きになるまちづくり
- ・家族と住めるまちづくり
- ・やりがいのある仕事、受けたい教育のあるまちづくり

- ・生活設計ができる移住パッケージの開発
- ・住みたい物件が見つかる「空き家バンク」の充実
- ・Kit-suki（きっとすき）になるグリーンツーリズム（農村交流）
- ・Kit-suki（きっとすき）になる学生研修の受け入れ
- ・地域資源を活用した健康づくりの推進
- ・「人財バンク」の創設
- ・**魅力的な情報発信**

若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- ・子どもを生み育てやすいまちづくり
- ・地域で一体となった子育てをするまちづくり

- ・素敵な出会いをサポートする「婚活事業」の取り組み
- ・妊娠・出産・育児まで切れ目のない子育て支援
- ・小・中学校の教育の充実～英語教育を中心にして～
- ・学生による地域課題の解決チャレンジ

時代に合った地域をつくり、安全な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

- ・既存コミュニティの存続支援
- ・コミュニティ協働への価値付け

- ・地域が元気になる住民自治協議会活動の充実
- ・未来につながる地域団体の「自立・自律」支援
- ・必要な医療・介護サービスの提供体制づくり
- ・経済活動、社会活動を通じた高齢者・障がい者の見守り
- ・気軽にお出かけできる地域交通
- ・**将来にわたって持続可能なまちづくり**
- ・**地域を元気にする空き施設の活用**

(3) 杵築市都市計画マスタープラン(平成 23 年(2011) 3 月策定)

本市では、「城下町と自然と人が共生する暮らしやすいまちづくり」をまちづくりの基本理念として杵築市都市計画マスタープランを策定している。また、同計画において、市街地づくりのテーマとして「未来につなぐオールド&コンパクトシティ」、郊外地域づくりのテーマとして「山の幸・海の幸と共に暮らす豊かなナチュラルライフ」を掲げている。

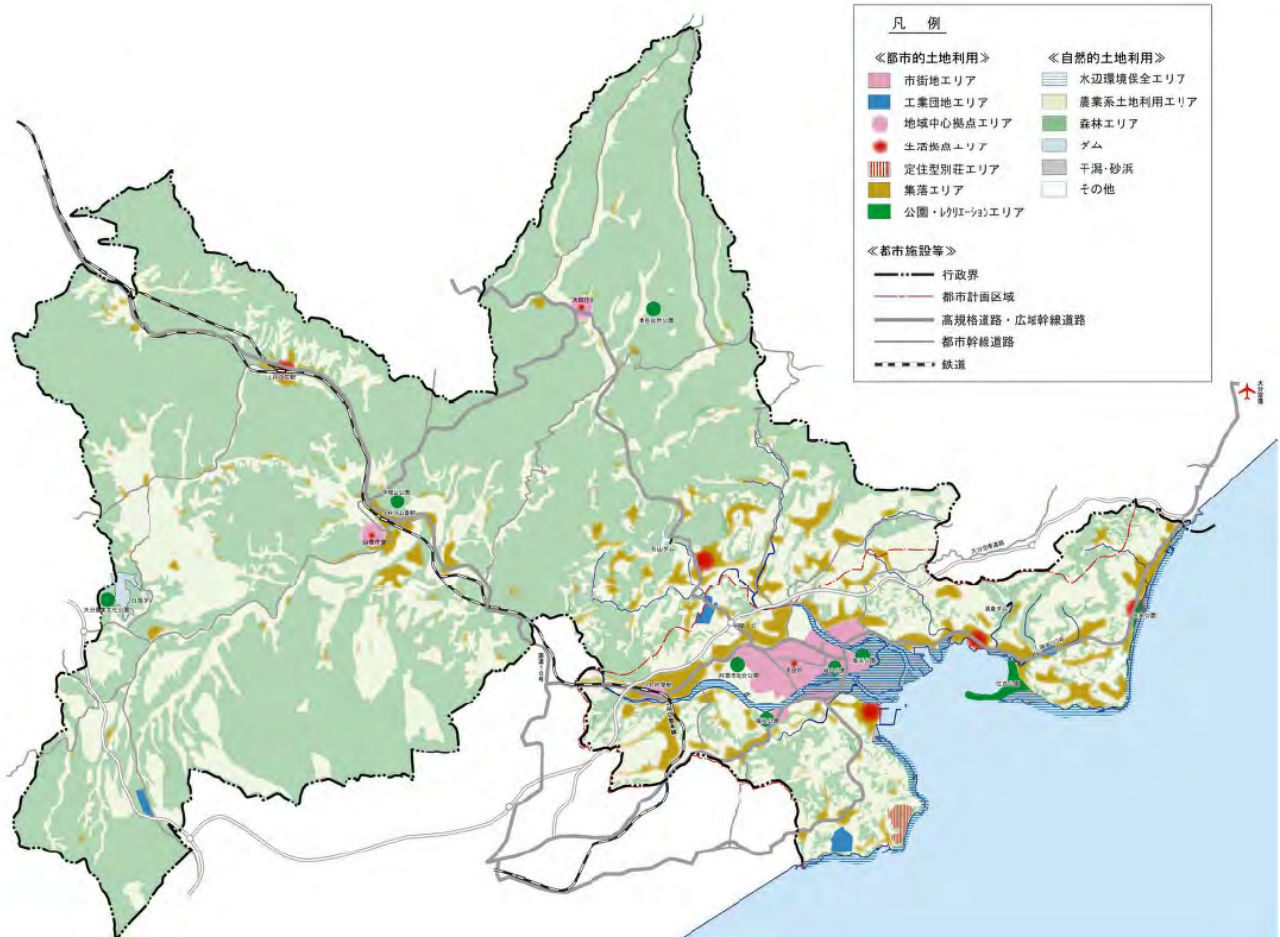
市街地の整備方針としては、城下町の範囲に住居系土地利用として「歴史環境保全住宅エリア」、商業系土地利用として「歴史景観形成商店街エリア」を設定し、歴史的町並みの保全・再生と良好な市街地の形成を図るとしている。

景観形成の方針としては、「杵築城下町の歴史と文化がつくる景観の保全と創造」に加え、「海と山の美しい自然環境の保全」、山香地域や大田地域に色濃く受け継がれる「国東半島固有の文化を受け継ぐ景観の保全」を設定している。

都市防災の方針のひとつには、「歴史的町並みに対応した防災対策の検討」を位置付けている。教育文化施設の方針のひとつには、「資料館などの充実」を位置付けており、杵築城や民俗資料館の機能充実、きつき城下町資料館の内容充実を検討し、市民や観光客が歴史とふれあうことのできる環境の整備を図っている。



都市計画マスタープラン将来都市構造図（出典：杵築市都市計画マスタープラン）



土地利用方針図



市街地整備方針図

(4) 杵築市景観計画(平成 25 年(2013) 3 月策定)

本市では、「豊かな感性を育むことにつながる、地域を磨く景観形成」を目標に、市全体を対象として、杵築市景観計画を策定している。

本計画では、景観形成の心得として、以下の5つを掲げている。

心得1: 地形・歴史・文化を受け継ぐ佇まいを大切にする

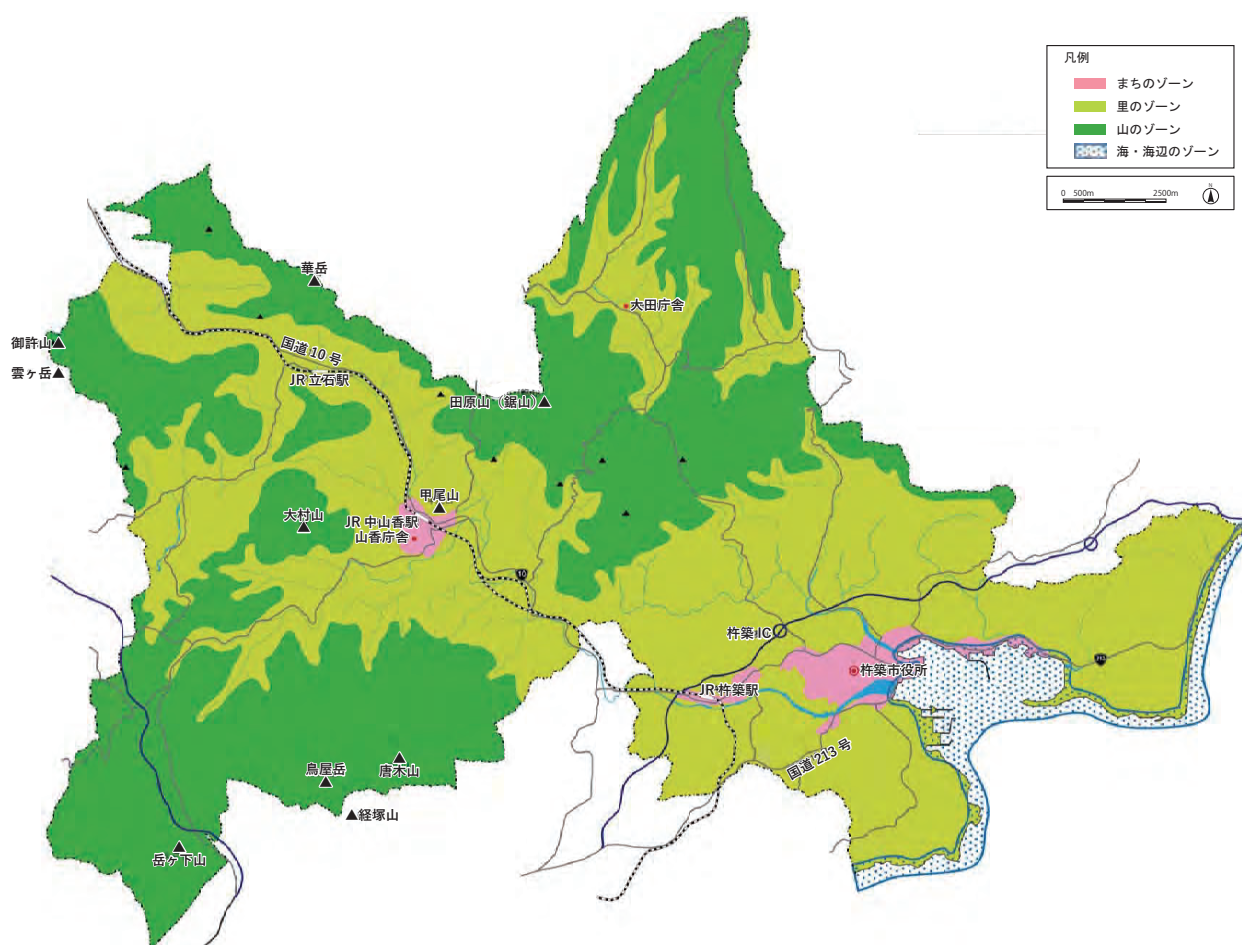
心得2:暮らしを彩る豊かな自然を大切にする

心得3:賑わいと秩序のある身近な生活の眺めを大切にする

心得4：農林水産業や集落と一体となったなりわいの風景を大切にする

心得5：杵築らしい眺望を大切にする

これらを踏まえ、土地利用に基づくゾーニングを行っており、ゾーンごとに景観形成の方針を定めている。「まちのゾーン」は、歴史的な建造物の保全や、歴史的な建造物と調和した景観誘導、地域の祭礼の舞台となる場の景観に配慮した整備、周囲に広がる里山や田園と調和した景観形成等を方針としている。「^{くにさき}里のゾーン」は国東半島固有の文化や地域の特徴ある資源の保全、地域の祭礼の舞台となる場の景観に配慮した整備、優良な農地の保全等を方針としている。「^{はちまん だぐう}山のゾーン」は固有の自然と文化が作り出す景観の保全等、「海・海辺のゾーン」は、八幡奈多宮と海が創り出す景観の保全等を方針としている。

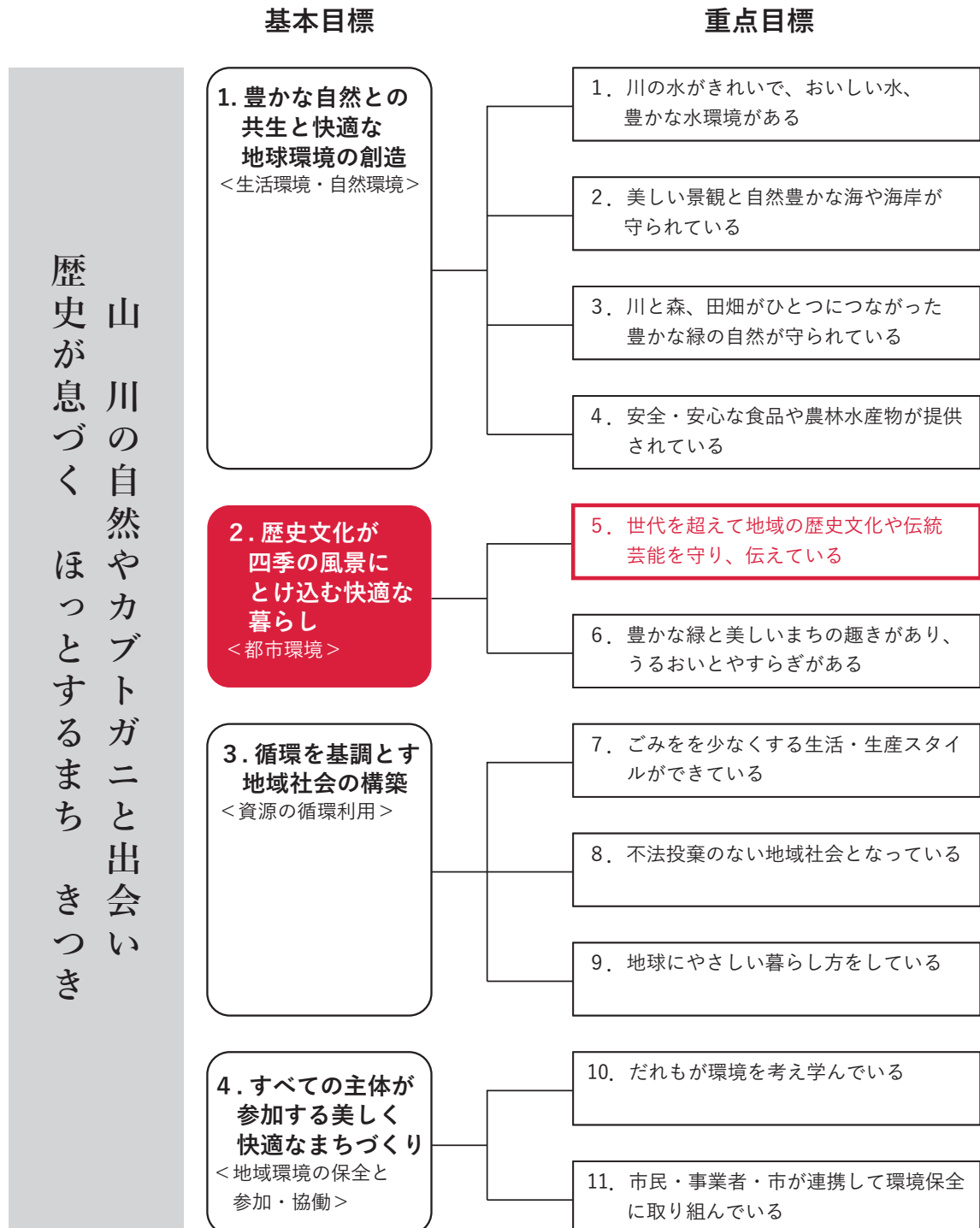


景観計画におけるゾーニング[※]（出典：杵築市景観計画）

(5) 第2次杵築市環境基本計画(平成29年(2017)4月策定)

本市では、「山 川の自然やカブトガニと出会い 歴史が息づく ほっとするまち きつき
～2050年の子どもたちの未来のために～私が始める地球にやさしいこと みんなで育てる杵
築の自然と歴史文化」を望ましい環境像として、第2次杵築市環境基本計画を策定している。

基本目標のひとつに、「歴史文化が四季の風景にとけ込む快適な暮らし」を掲げており、重
点目標として「世代を超えて地域の歴史文化や伝統芸能を守り、伝えている」を設定し、重点
施策のひとつにも位置付けている。

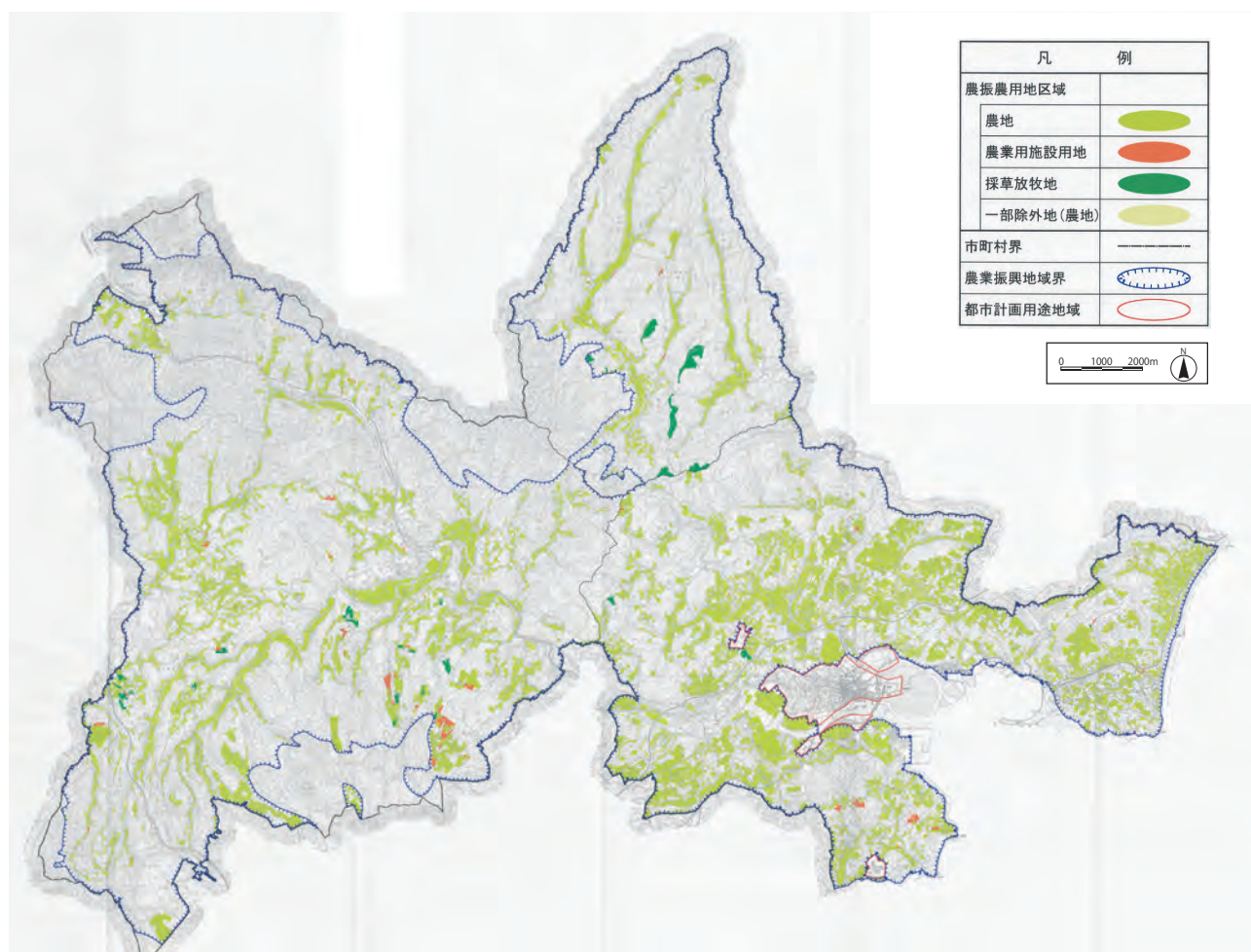


(6) 杵築市農業振興地域整備計画(平成 23 年(2011))

本市では、杵築市農業振興地域整備計画を策定している。

同計画のなかで、土地利用の方向として、都市計画区域のうち、用途地域に設定した区域については、用途の区分にしたがって都市機能の集積を図るとし、農用生産展開の基礎となる優良農地については、その確保を図ることを基本として、引き続き基盤整備を行い、集落営農等担い手農家への農地集積を推進し、農村地域の秩序ある土地利用に努めるものとしている。

また、高齢化、後継者不足、兼業化などにより耕作放棄地が増加傾向にあることから、農地の保全と効率的な活用のため、地域農業の担い手育成を図る必要があるとし、研修や普及啓発活動の実施等を方策として位置付けている。



農業振興計画土地利用計画図

(7) 杵築市空家等対策計画(平成 28 年(2016))

本市では、近年の人口減少、超高齢化社会の到来などの社会情勢の変化によって表面化している空家に関する問題をふまえ、杵築市空家等対策計画を策定している。

同計画のなかで、空家等対策の具体的な施策の一つに、空家等の利活用の促進を位置づけており、「空家バンク」への登録促進等に取り組むこととしている。

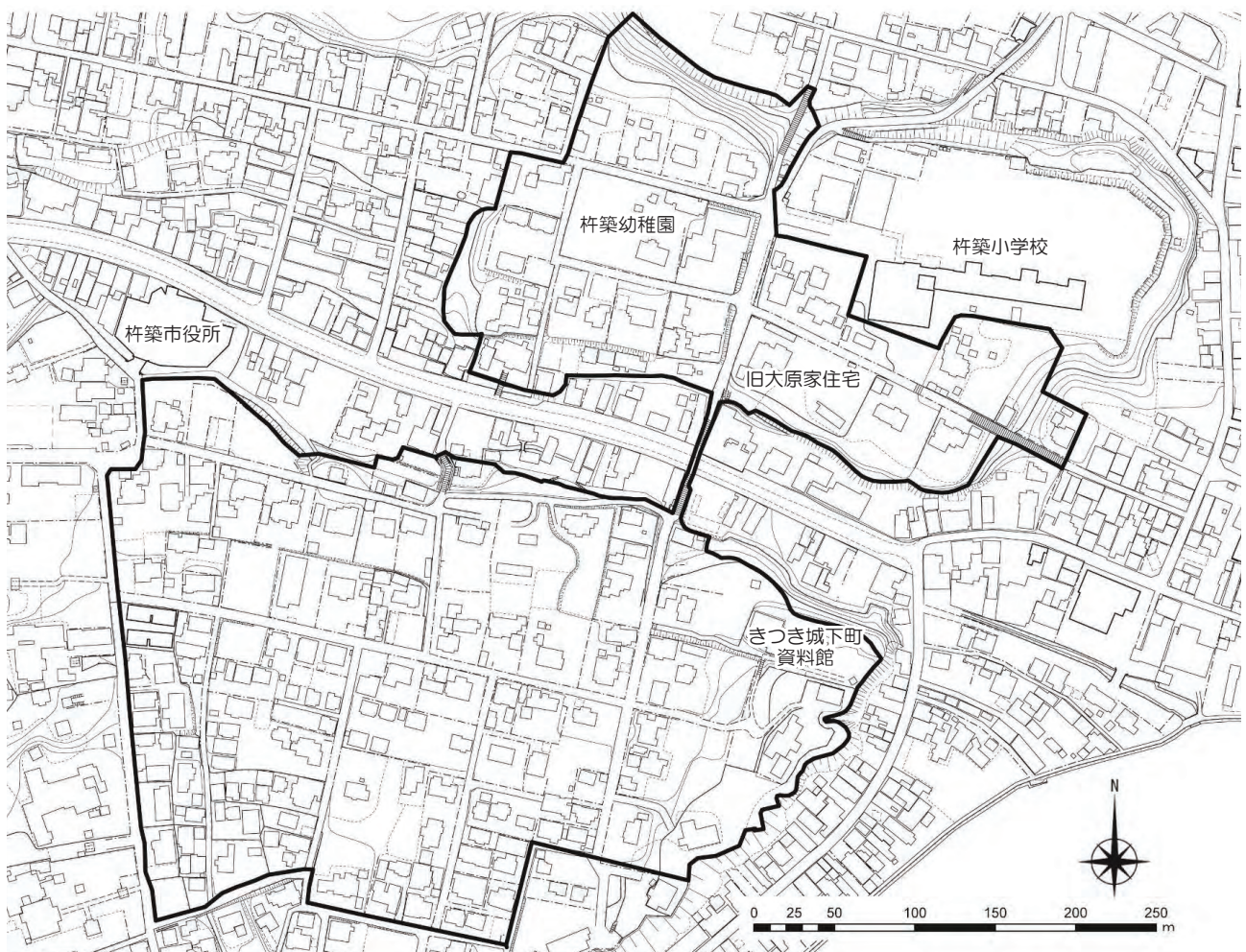
本市は、同計画に基づき、空家の発生抑制、有効活用、管理不全の解消に向けた様々な施策等を、市民や事業者と連携しながら展開していく。

(8) 杵築市北台南台伝統的建造物群保存地区保存計画(平成29年(2017)改正)

本市では、杵築市伝統的建造物群保存地区保存条例に基づき、杵築市北台南台伝統的建造物群保存地区保存計画を策定している。

同計画は、保存地区の屋敷地割と町並み、それらを彩る天神祭りなどの文化遺産、また、構成する物件などによって形成されている歴史的風致を守り伝えるため、行政が地域住民と協力しながら保存、整備を進めるとともに、地域全体の活性化と生活環境の向上及び本市の文化的価値向上に資することを目的としたものである。

保存の方向として、住民、町並み保存・建築の専門家、学識経験者などが協力して、伝統的建造物群及びこれらと一体をなす環境の保全を図るとともに、魅力や活気に溢れた保存地区の創出に努めるものとしている。加えて、保存にあたっては、生活環境の快適性、利便性、防災機能の向上や保存地区の特性を活かした生活環境の整備にも努めるものとしている。



伝統的建造物群保存地区指定範囲

3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

(1) 歴史的な建造物の保存活用に関する方針

市内には指定等されていないものも含めて多数の歴史的な建造物が存在する。歴史的な建造物の保存活用に向けて、本市は計画的に取組を推進していく。

○歴史的な建造物の修理の推進

- ・経年による劣化や災害による損傷が著しい歴史的な建造物に対しては、健全な状態を維持するための修理に向け、継続的な支援策を講じることで所有者との協働による保存活用の取組を推進していく。必要に応じて関係機関や専門家等から指導・助言を受けることで、適切な修理の推進を図る。

○歴史的な建造物等の計画的な調査の推進

- ・指定等されていないものも含め、歴史的な建造物の歴史的価値について把握するための調査を実施する。調査結果をふまえ、専門家等の指導・助言を受け杵築市文化財保護条例に基づく指定等を検討するとともに本計画に基づく歴史的風致形成建造物への指定を検討する。

○史跡の整備の推進

- ・史跡杵築城跡は城下町杵築の重要な位置にある。将来にわたって保存活用を図るため、発掘調査等に基づき、計画的な整備を推進する。

(2) 歴史的な建造物を取り巻く環境の保全と形成に関する方針

歴史的な建造物の周辺において、まちなみと調和した良好な環境を保全し、よりよい景観形成を図っていく。

○まちなみと調和した景観形成の支援

- ・建築物などは、杵築市景観計画等のまちづくり施策と連携して景観誘導を図る。特に歴史的な建造物が多く集まる地区の周辺では、歴史的な建造物以外の建造物の修景への支援策を講じる。

○放置されている建造物への支援

- ・空家等は景観や防災、防犯面の影響を考慮し、景観と調和した改修による活用の支援策を講じる。

(3) 歴史や伝統を反映した人々の活動の継承に関する方針

市内には、詳細な調査が実施されていないものも含めて、祭礼や営みといった歴史や伝統を反映した人々の活動が各地で継承されている。将来にわたって歴史や伝統を反映した人々の活動の継承が図られるよう、本市は担い手の取組を支えていく。

○活動の継承を図る取組及び支援の推進

- ・歴史や伝統を反映した人々の活動については、休止中のものも含めて活動の経験者へ聞き取り調査や映像撮影を行うなど、将来的な継続や再開のための調査と記録作成に取り組むとともに杵築市文化財保護条例に基づく指定等を検討する。
- ・担い手の活動意欲を支えるため、イベント等を通じて活動の意味や重要性を再確認するとともに、関係団体との交流促進を図る取組を推進していく。

(4) 歴史文化の周知と交流に関する方針

本市は、幅広い人々に歴史的風致を周知し、交流を生み出していけるよう、歴史や文化に触れる場を積極的に設け、市民が楽しみながら関心を高めていけるような取組を推進していく。

○歴史文化の周知と交流を図る取組の推進

- ・歴史的風致を幅広く伝えていくため、多言語化に対応した案内板の整備等、多様なニーズへの対応を図る。また、情報通信技術を活用しながら歴史的風致の周知に取り組んでいく。

○歴史文化の周知と交流を図る拠点の整備

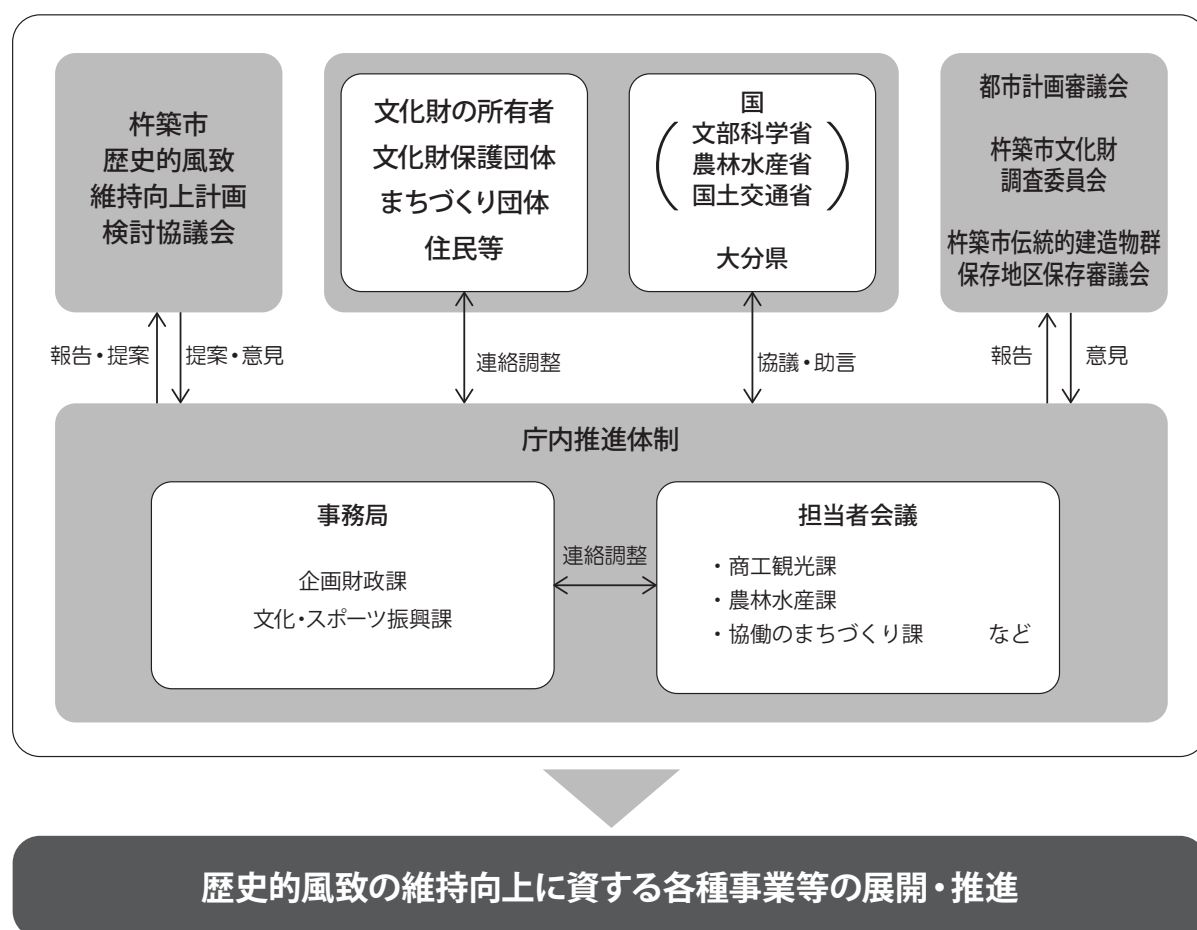
- ・既存施設を利用し、ガイダンス機能の充実したわかりやすい施設、設備の整備に取り組む。また、展示と併せて適切な資料等の保管が行えるよう、設備の整った収蔵スペースの整備に取り組む。

4. 歴史的風致維持向上計画の実施体制

本計画の実施体制は、企画財政課及び文化・スポーツ振興課を事務局とし、関係各課との連絡調整により、担当国会議を行う庁内推進体制とする。

歴史まちづくり法第11条の規定に基づく杵築市歴史的風致維持向上計画検討協議会から計画への提案、意見を受け、事業を推進していく。

また、文化財の所有者や文化財保護、まちづくり団体、住民等との連絡調整を行うほか、国及び大分県と協議し、助言を受ける。必要に応じて、都市計画審議会や杵築市文化財調査委員会へも報告を行い、意見を求めつつ、事業を推進していく。



歴史的風致維持向上のための推進体制